

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月10日（火）午前8時56分から午前9時35分

2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室

3. 出席委員（14名）

農業委員 7名

推進委員 7名

4. 欠席委員（1名）

農業委員 1名

5. 議事日程

日程1 開会（事務局長）

日程2 会長挨拶（会長）

日程3 諸般事情報告

日程4 議事録署名委員の指名について

日程5 議第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について

日程6 議第5号 山江村農用地利用集積等促進計画（第1次）に対する意見決定について

日程7 議第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について

日程8 その他

日程9 今後の行事

日程10 閉会（会長）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長

7. 会議の概要

事務局長	<p>それではご起立願います。一同礼。ご着席ください。</p> <p>山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は7名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和8年2月期の農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局長	<p>次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局長	<p>ないようであれば、次に進みます。日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は3番農業委員、4番農業委員をお願いいたします。</p>
議長	<p>次に日程5、議第4号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは、議第4号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第4号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求め。令和8年2月10日提出、山江村農業委員会会長。2ページから3ページまでが、解約通知書と合意解約書の写しとなっております。なお、この案件は使用貸借権の解約となります。(申請内容について説明)。4ページに地籍図を添付しております。解約の目的につきましては借受人側が管理していくことが困難になったことによるものでございます。以上でございます。</p>

議長 はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

〇〇推進委員 はい。

議長 はい。〇〇委員。

〇〇推進委員 管理していくことが難しいとは、現在は荒れていないのでしょうか。

議長 事務局、いいですか。

事務局長 すみません、普通、現地は確認しないんですけれども、荒れてはいないと思います。綺麗にしてあるそうです。次の耕作者も決まっているそうなので、また出てくるので、きちんと今後も管理されていくと思います。

議長 よろしいでしょうか。次の借り手も決まっているそうなので。

〇〇推進委員 はい。

議長 はい。他にございませんか。

(なしの声)

議長 農業委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第4号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第4号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第5号「山江村農用地利用集積等促進計画（第1次）に対する意見決定について」を議題とします。

ここで議事に入る前に、農業委員会第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。6番農業委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで6番農業委員の退席を求めます。

6番農業委員退席（9時4分）

議長

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

それでは、議第5号についてご説明をいたします。総会資料の5ページをお開きください。議第5号「山江村農用地利用集積等促進計画（第1次）に対する意見決定について」令和8年山江村農用地利用集積等促進計画（第1次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和8年2月10日提出、山江村農業委員会会長。6ページから7ページが意見書の写し、8ページが総括表となっております。9ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業を利用しており、左から使用貸借権、賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は10年から10年9ヶ月、公社と借り手は5年から10年9ヶ月の契約となっております。借り手の経営面積は記載のとおりです。

次に、10ページから11ページの農地利用集積計画書をご覧ください。今回、利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は新規設定が2件で、総面積は2,713㎡でございます。

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。12ページ並びに13ページをご覧ください。（申請内容について説明）。14ページに地籍図、それから15ページに現況写真を、16ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方、借り手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、2月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 それでは、説明いたします。2月3日午前9時20分より現地調査をいたしました。(場所について説明)。貸し手の方、受け手の方、そして局長、私と担当推進委員で確認いたしました。草がぼうぼう生えていて、これを草刈って、整地してから牧草を植えるということでした。問題はないかと思います。慎重審議の程、よろしく願いいたします。

議長 はい、続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

 (なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

 (なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

 (なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

 農業委員会第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件の審議が終了しましたので、6番農業委員の入室を認めます。

 6番農業委員着席(9時10分)

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件3筆分について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件3筆分についてご説明いたします。

賃借権の新規設定に係る申請でございます。17ページ並びに18ページをご覧ください。(申請内容について説明)。20ページに地籍図、21ページに現況写真、それから22ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方と借り手の方、1筆目の字につきましては、A担当農業委員とA担当推進委員、2及び3筆目の字につきましてはB担当農業委員とB担当推進委員とともに2月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、1筆目のA担当農業委員から補足説明をお願いします。

A担当農業委員

それでは、説明いたします。2月3日9時10分より確認をいたしました。出し手の方は夫婦で来ておられ、受け手の方、そして局長、私とA担当推進委員、6名で確認いたしました。(場所について説明)。田んぼは1番下になっておりまして、水が大変だろうなと聞いてみたところ、上の方が排水を流して、その排水で賄っているのです、水の心配はないということでした。問題はないかと思えます。慎重審議、よろしく願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いましたA担当推進委員から何かありませんでしょうか。

A担当推進委員

ありません。

議長

次に、2及び3筆目のB担当農業委員から補足説明をお願いします。

B担当農業委員

はい。それでは、説明いたします。2月の3日9時より現地調査を行いました。立会人といたしまして、借り手の方、貸し手の方、そしてまた事務局長、それとB担当推進委員と私の5名で行いました。(場所について説明)。まだ稲刈りの跡が残っているわけでございます。貸し手の方は、体が大変弱って、奥さんが運転して連れてきてもらったというわけでございます。借り手の方は、もともと作付けをされておりまして、相談されて、それなら作ってくれということでもございました。借り手の方も牛を多く飼育されておりまして、何の心配もないと思えますけど、審議の程よろしく願いいたします。以上です。

議長

続きまして、同様に確認を行いましたB担当推進委員から何かありませんでしょうか。

B担当推進委員

ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明がそれぞれ終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

〇〇推進委員 ちょっと、すみません。

議長 はい。〇〇委員。

〇〇推進委員 17ページの支払い回数は10回となってるんですが、18ページは5回と書いてあるんですが、これは何かあるんですか。

議長 事務局お願いします。

事務局長 はい。支払い回数ですけど、物納になっておりますので、10年ですので10回支払うという形になります。

〇〇推進委員 5回は誤りということですか。

事務局長 公社と出し手が10年契約です。ここは10回支払うということで、借り手の方は5年ということなので5回の支払いです。

〇〇推進委員 そうということですね。

事務局長 更新されたら次の残り5回の支払いという形になります。

〇〇推進委員 分かりました。ありがとうございました。

議長 はい。よろしいでしょうか。他にございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。

新規設定 1 件 3 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 3 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程 7、議第 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第 6 号についてご説明いたします。総会資料の 23 ページをご覧ください。議第 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について」農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画を定めることについて、同法第 19 条第 6 項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画（案）について意見を求める。令和 8 年 2 月 10 日提出、山江村農業委員会会長。24 ページに別紙と書いてありますが、A4 で冊子があると思います。別冊の「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について」という山江村長からの照会書類をご覧ください。1 枚めくっていただきますと、地域計画変更（案）説明資料が添付されております。変更理由としましては「農業を担うものに位置付けられた経営体が、農地中間管理機構の特例事業を活用し、地域内にある農用地を集積することになったため」ということとございます。1 月期総会の農用地利用集積等促進計画の案件で審議いただきました、熊本県農業公社を通じた農地の売買に係るものでありまして、集積する土地の所在等につきましては記載のとおりとなっております。

地域計画内において、農業を担う者に位置付けられた方への農地集積ということで、集積面積等の変更がっております。

また、目標地図において、策定時は、その土地に農業を担う者が位置付けられていませんでしたので、今回、目標地図に当該人を位置付けることにより、色付けがなされることとなります。

次に、2 ページをご覧ください。2 ページが申請の位置図になります。3 ページが地籍図となっております。前回の字〇〇の案件でございます。4 ページから 7 ページが地域計画の変更（案）になります。先ほどあった数値が反映されてですね、赤字で変更になっております。なお、今回は山田①地域のみの変更となります。8 ページから 9 ページが目標地図の変更となります。9 ページの真ん中に対象農地と記載があります。この農地が白色から農業を担う者に位置付けられた 8 番の者（緑色）へ着色がされております。今回の変更と関係ありませんが、令和 7 年度の総

会において賃貸借等で農業を担う者へ集積された農地につきましては次回、令和8年5月の予定ですけれども、その変更に合わせて、まとめて目標地図を変更する予定としております。以上でございます。

議長

はい、それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

農業委員の方、推進委員の方、どちらからでも結構ですので、何かございましたら、ぜひ意見お願いいたします。

(なしの声)

議長

質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見がないようですので、それでは、農業委員会としての意見を決定してよろしいでしょうか。農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について「意見なし」とすることに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、地域計画の変更については「意見なし」といたします。

議長

次に日程8「その他」となっております。事務局より報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長

「その他」について説明。
○令和8年度「農地等利用最適化推進施策を実現するための意見書」策定に向けた意見集約について
○活動記録表の徹底について
○農地の耕作者（受け手）の情報提供について

- 球磨地域農業活性化セミナーの開催について
- 令和8年7月農業委員・推進委員改選について
- 広報委員会議について（2月期総会終了後）
- 議事録について（署名願い）

議長

はい。只今の事務局の連絡について何か意見、聞きたい事ありませんか。終わった後でも結構ですので、何か気づいた点があったら事務局に確認していただきたいというふうに思います。

議長

それでは次に、日程9「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程10「閉会」に移ります。
以上をもちまして、農業委員会2月期総会を閉会いたします。どうも、おつかれ様でした。

令和8年2月10日(火)午前9時35分終了

議長_____

委員_____

委員_____